

1. 公文書館制度の意義

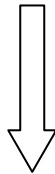
(1) 公文書館とは、主に国や地方公共団体が作成した各種の公文書その他の記録の中から、永久に保存する価値があるものを評価・選別し、保存するとともに一般の利用に供するための機関

公文書等は国民が共有すべき遺産 → 公文書館制度は国の基本的な責務・機能

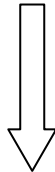
(遺産を国民が共有するための制度)

(2) 国の機関が国民へ説明責任を果たすことの重要性が高まる中、
公文書館制度は、後世の評価の材料を保存、提供する重要な社会基盤であり、
「将来の国民への説明責任」を果たすために不可欠

**(3)近代的公文書館の制度は、
フランス革命直後のパリに設置されて以来、
欧米各国において国家存立の基盤に関わる制度・施設であり、
現代では、説明責任のための民主主義の本質に深く関わる施設**

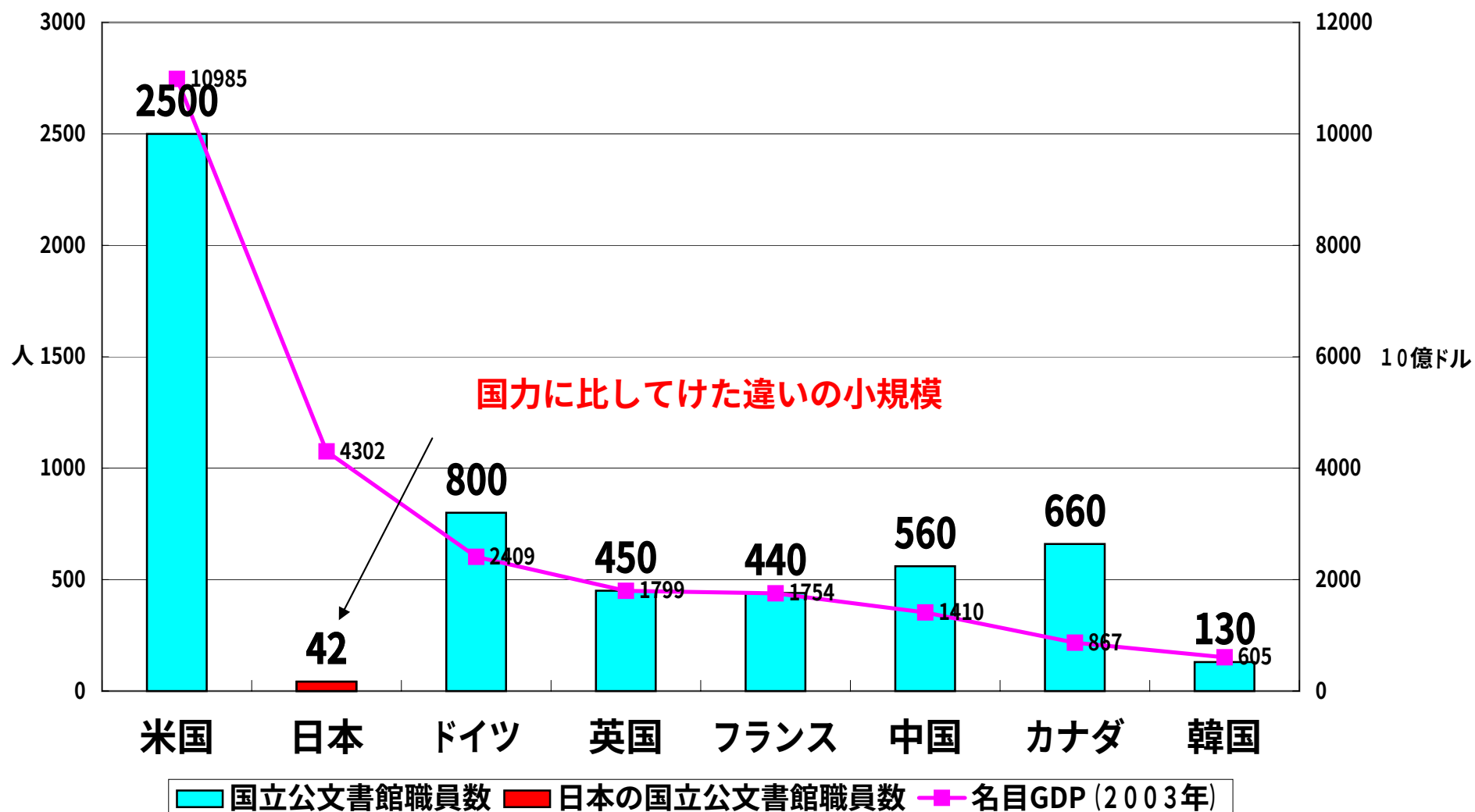


公文書館制度を国際的にも遜色のないものとすることが必要



**後世における歴史の批判の可能性を確保することで
公正な意思決定を担保**

公文書館制度の体制の差は歴然



(4) 公文書等の原本は唯一つしか存在しない



公文書等は同じ施設で安定的・永続的に保存していく必要がある



国の公文書等の管理は、国の責任で行う必要がある

(5) 諸外国でも、国立公文書館は「国の機関」であり、国家公務員により運営されている

民間開放が進んでいる米国でも連邦全体で約2500人が国立公文書記録管理局（NARA）に勤務

(6) 我が国では、国立公文書館は、昭和46年発足以来、総理府（内閣府）の附属機関（施設等機関）であったが、平成13年4月より独立行政法人

(参考)

国立公文書館は国の基盤的制度・施設

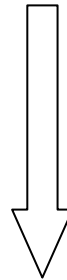
	日 本	米 国	イギリス	フランス	ドイツ	オーストラリア	中 国	韓 国
組織形態	独立行政法人	国の機関	国の機関	国の機関	国の機関	国の機関	国の機関	国の機関
所管省庁等	内閣府	大統領	憲法関係省（旧大法官）	文化情報省フランス公文書管理局	連邦政府文化メディア特命官	情報芸術省	国務院国家档案局	行政自治部
館長	内閣総理大臣が任命	上院の助言と同意の下で大統領が任命		政府が選任フランス公文書管理局長が職を兼ねることが慣例	連邦大統領が任命	芸術スポーツ大臣が任命	中国共産党中央組織部が任命	大統領が任命
職員数	42名（'04）	公文書管理局（NARA）ワシントン地区 1,114名（'01） NARA全体 2,459名（'01）	キュー本館 451名（'02）	国立公文書館 432名（'98） 公文書局（Archives de France）全体 818名（'98）	800名（'04）	296名（'01）	中央档案館 182名（'92） 第一歴史档案館 166名（'96） 第二歴史档案館 184名（'92） 国家档案局全体 587名（'92）	131名（'01）

２．公文書館制度充実に向けての取組

(1)我が国の公文書館制度の拡充・強化に国として取り組む方針

**第159回国会における小泉内閣総理大臣施政方針演説（抄）
（平成16年 1 月19日）**

政府の活動の記録や歴史の事実を後世に伝えるため、公文書館における適切な保存や利用のための体制整備を図ります。



**官房長官主宰「公文書等の適切な管理、保存及び利用に関する懇談会」の
報告書「公文書等の適切な管理、保存及び利用のための体制整備について」
（平成16年 6 月28日）**

報告書が求める必要な取組

- ①移管基準の明確化**
- ②重要な現用文書の集中管理（中間書庫システム）**
- ③公文書等の収集対象の拡大
（司法、立法機関が作成した文書等）**
- ④公文書等の媒体多様化への対応**
- ⑤行政利用を前提とした体制整備**

等

(2)独立行政法人評価委員会は、国立公文書館を国の機関として、その充実・強化を図ることを求めている

(参考)

独立行政法人国立公文書館の業務実績に関する評価表（平成13～15年度）

及び主要事務事業や組織の在り方についての意見（抜粋）

（平成16年8月19日 内閣府独立行政法人評価委員会（委員長 大森彌千葉大学政経学部教授））

◎主要事務事業や組織の在り方についての意見

- 現在の国立公文書館の体制は、諸外国の国立公文書館と比較して著しく劣っており、国として、歴史公文書等の作成から移管、保存及び利用に至る適切な管理機能を整備することが喫緊の課題である。これらの機能の中には、独立行政法人の性格上想定されていない企画・立案機能、あるいは各府省等、最高裁、衆参両院からの移管や国の現用文書の保管（中間書庫）などが含まれている。それらの課題の早急な解決にあたっては、以下の3つの視点が必要である。
 - ①国の歴史公文書等の管理は、国が担うべき機能であること
 - ②中間書庫については諸外国でも国立の公文書館が担っていること
 - ③中間書庫を含め文書の保管と評価、選別については、国立公文書館の知識と技能を有する人材を活用すべきこと。
- 歴史公文書等の管理に関わる体制を国際的に遜色のないものとし、歴史公文書等を国民の共有財産として次の世代に確実に残していくことにより将来の国民への説明責任を全うするためには、国立公文書館が独立行政法人という組織形態となっていること自体を、根本から検討すべきである。その検討に当たっては、国立公文書館の独立行政法人という現在の組織形態が制約となっている場合が多いことに鑑み、国立公文書館を改めて国の機関とし、その充実強化を図ることが不可欠であると考えらる。

３．国立公文書館の維持管理に当たり行っている民間委託

国立公文書館の維持管理に当たり、現在以下のような民間委託等を行っている。

- ①庁舎の電気・機械設備、消防設備等各種保守・修繕**
- ②庁舎の警備**
- ③庁舎の清掃**
- ④LANシステム、会計システム等の保守**
- ⑤その他**

＊このほか、公用車の運転業務、総務、経理業務の補助事務等について、非常勤職員を採用

維持管理関連業務のほとんどについて民間委託等を行っているが、公文書館制度を国際的に遜色のないものとし、「将来の国民への説明責任を果たす」という使命を果たしていくという観点から適切な民間委託等があれば、今後とも検討してまいりたい。

4. 平成15年度利用状況

Nº	項 目	統 計
1	閲覧者数	5,175人
2	閲覧冊数	69,613冊
3	マイクロフィルム利用数	6,761巻
4	複写数	2,752件 347,452冊
5	出版掲載数	545件
6	レファレンス件数	1,311件
7	館外貸出件数	44件 228冊
8	展示会入場者数	17,117人
9	見学者数	49件 588人
10	行政利用	58件
11	アクセス件数 (本館HP)	143,608件
	(目録DB)	56,678件
	(アジア歴史資料センター-HP)	365,749件

5．独立行政法人における収支の内訳

別添：平成15事業年度「損益計算書」参照

経常費用16億4千万円余に対し、自己収入（事業収益、財務収益及び雑益の計）は、5百万円弱であり、ほとんどが運営費交付金収益で賄われている。

**（参考）独立行政法人国立公文書館の業務実績に関する評価表（平成13～15年度）
及び主要事務事業や組織の在り方についての意見（抜粋）
（平成16年8月19日 内閣府独立行政法人評価委員会（委員長 大森彌千葉大
学政経学部教授））**

独立行政法人国立公文書館の業務は、自己収入が見込めず、ほとんどが運営費交付金によるものであることから、執行上の効率性を図ることは当然のことであるが、将来にわたって事業の継続性・重要性和その充実を図ることを考慮すると、毎事業年度において支出の削減をし続けることには無理がある。したがって、他の独立行政法人と異なり比較できない事業であると考えられる。

損益計算書

(自平成15年4月1日至平成16年3月31日)

(単位:円)

科 目	金 額	額
経常費用		
業務費		
給与、賞与及び諸手当	274,614,684	
法定福利費・福利厚生費	38,612,920	
退職手当	505,590	
その他人件費	126,805,930	
外部委託費	481,196,327	
賃借料	37,938,298	
減価償却費	86,736,355	
保守・修繕費	167,922,558	
水道光熱費	41,638,850	
旅費交通費	21,077,474	
消耗品費	27,311,087	
備品費	13,484,625	
通信費	15,365,241	
図書印刷費	17,271,319	
その他業務経費	12,368,295	1,362,839,353
一般管理費		
役員報酬	38,077,517	
給与、賞与及び諸手当	101,070,030	
法定福利費・福利厚生費	13,421,456	
退職手当	18,600,795	
その他人件費	20,430,836	
外部委託費	20,990,790	
賃借料	3,695,580	
減価償却費	7,633,375	
保守・修繕費	4,595,141	
水道光熱費	1,431,818	
消耗品費	7,847,013	
備品費	6,402,858	
通信費	12,606,445	
図書印刷費	7,305,165	
その他管理経費	1,299,237	265,408,056
財務費用		
支払利息		12,439,478
経常費用合計		1,640,686,887
経常収益		
運営費交付金収益		
たな卸資産見返負債償戻入		1,612,793,364
たな卸資産見返運営費交付金戻入	351,500	
たな卸資産見返物品受贈額戻入	557,865	
事業収益		909,365
資産見返負債償戻入		3,057,735
資産見返運営費交付金戻入		
資産見返物品受贈額戻入	9,464,122	
財務収益	11,767,148	
受取利息		21,231,270
雑益		6,878
経常収益合計		1,509,262
経常損失		
		1,639,507,874
		1,179,013
		1,179,013
		1,179,013
当期純損失		
当期純損失		

6. 公文書等の保存・利用に関する事務を公務員が担う必要性

- (1) 公文書館制度は、公文書等のライフサイクルの最終局面である非現用文書の保存・利用等に関わる制度であり、現用文書も含めた我が国の公文書管理システムの一環をなすものであることから、現用文書の管理と同様に公務員が担うべきもの。
- (2) また、国の機関の保管に係る歴史資料として重要な公文書の①評価・選別、②公開の判断、③保存及び利用に関する専門的技術的な助言等を行う国立公文書館の運営は、各方面の信頼性の確保が極めて重要であり、政治的中立性、厳格な守秘義務などが求められることから、行政を熟知し厳格な守秘義務等を課せられた公務員が担当する必要がある。
- (3) 国立公文書館が、国が「将来の国民への説明責任」を果たすための社会的基盤として機能するためには、各機関と国立公文書館の信頼関係に基づいて国の機関からの歴史的公文書等の移管が円滑に実施・促進されることが不可欠。
- (4) 諸外国でも公文書等の保存・利用に関する事務は国家公務員が行っている。

7. 公文書等を取り扱う者に課せられるべき守秘義務

- (1) 国立公文書館が保存する公文書等には、一般に公開できるものと、一般に公開できないもの（個人に関する情報、法人等に関する情報、国の安全等に関する情報）がある。
- (2) 国立公文書館の職員は、個々の公文書等の内容を実際に見て、公開の可否を判断し、公開できないものは非公開として館内に保存し、部分的に公開できるものについては袋掛け（マスキング）等の作業を行う。この過程で、公開できない公文書等の内容を検討するため、このような業務を行う者には、一般に公開できない公文書等の内容が外部に漏れることを完全に防ぐため、厳格な守秘義務を課す必要がある。
- (3) さらに、最近では、国の機関からの利用に対して適切なレファレンスサービスを行う要請も高まっており、日頃からその内容を熟知しておくことが求められる。
- (4) また、国立公文書館が真にその役割を果たすためには、国の各機関には一般に公開できないような公文書をも移管してもらう必要があり、そのためには、国立公文書館において移管後も公務員により当該文書が厳格に取り扱われること及びそれに対する信頼が不可欠であることから、このような業務を行う者は、常勤の公務員に限定する必要がある。

8．国立公文書館の事務・事業をアウトソーシング することを制限している法令の有無

- (1) 国立公文書館の事務・事業をアウトソーシングすることを直接制限している法令は、現在存在しないと理解。**
- (2) 国立公文書館法、公文書館法、行政機関情報公開法及びその施行令等の趣旨にかんがみ、その限界を見極めていくことが必要。**

(参考)

国立公文書館法（抄）

（平成十一年六月二十三日法律第七十九号）

（国立公文書館の目的）

第四条 独立行政法人国立公文書館（以下「国立公文書館」という。）は、第十五条第四項の規定により移管を受けた歴史資料として重要な公文書等を保存し、及び一般の利用に供すること等の事業を行うことにより、国立公文書館又は国の機関の保管に係る歴史資料として重要な公文書等の適切な保存及び利用を図ることを目的とする。

（特定独立行政法人）

第五条 国立公文書館は、通則法第二条第二項に規定する特定独立行政法人とする。

（業務の範囲）

第十一条 国立公文書館は、第四条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- 一 第十五条第四項の規定により移管を受けた歴史資料として重要な公文書等を保存し、及び一般の利用に供すること。
- 二 国立公文書館又は国の機関の保管に係る歴史資料として重要な公文書等（次号から第五号までにおいて「歴史資料として重要な公文書等」という。）の保存及び利用に関する情報の収集、整理及び提供を行うこと。
- 三 歴史資料として重要な公文書等の保存及び利用に関する専門的技術的な助言を行うこと。
- 四 歴史資料として重要な公文書等の保存及び利用に関する調査研究を行うこと。
- 五 歴史資料として重要な公文書等の保存及び利用に関する研修を行うこと。
- 六 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

第十五条 国の機関は、内閣総理大臣と当該国の機関とが協議して定めるところにより、当該国の機関の保管に係る歴史資料として重要な公文書等の適切な保存のために必要な措置を講ずるものとする。

- 2 内閣総理大臣は、前項の協議による定めに基づき、歴史資料として重要な公文書等について、国立公文書館において保存する必要があると認めるときは、当該公文書等を保存する国の機関との合意により、その移管を受けることができる。
- 3 前項の場合において、必要があると認めるときは、内閣総理大臣は、あらかじめ、国立公文書館の意見を聴くことができる。
- 4 内閣総理大臣は、第二項の規定により移管を受けた公文書等を国立公文書館に移管するものとする。